

## 浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」を活用した情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」市民向け利用規約

### (趣旨)

- 第1条 浜松市（以下「市」という。）が運用するLINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」（以下「本アカウント」という。）を活用した情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」（以下「本システム」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めます。
- 2 本規約は、本システムを利用するすべての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意した上で御利用ください。なお、本システムを利用することにより、本規約に同意されたものとみなします。
  - 3 利用者は、本システムで提供されるサービスの御利用に当たっては、本規約に加え、LINE株式会社が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

### (システム運営)

- 第2条 システム運営は、原則として、浜松市内に居住する方を対象とします。
- 2 店舗、施設またはイベント会場等（以下「店舗等」という。）に設置した二次元コードを利用者が読み取ることで、店舗等を利用した人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、感染者と同一時間帯に利用した人にお知らせメッセージを通知します。
  - 3 本システムの運営は令和3年3月末日までを予定しています。新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、市の判断により、予告なく終了、または延長する場合があります。
  - 4 本システムの運営後も、本アカウントへの「友だち追加」は継続されます。したがって、本システム運用後も、浜松市からのお知らせなどが届くことがあります。

### (免責事項)

- 第3条 市は、本システムにおける情報提供など利用者に提供するサービスについて、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、市は、利用者に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
- 2 市は、自らの故意または重過失がある場合を除き、利用者が本システムを利用したこともしくは利用することができなかったことによって生じる損害については、通常の損害を賠償する責任を負うものとし、特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。
  - 3 市は、利用者により本アカウントに投稿されたトークの内容（コメント・写真・動画

等)について一切責任を負いません。

4 市は、本アカウントに関連して、利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

5 本アカウントは、LINE株式会社のシステムによって運用されています。LINE株式会社のシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また、LINE株式会社および第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問などに関して、一切回答する義務を負いません。

#### (利用者の責任)

第4条 同じ店舗等を利用した人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、市から必要に応じて通知されるお知らせメッセージを受け取った利用者は、メッセージの内容に沿って、必要な場合には適切な行動を自らの判断で取る責務があります。

2 利用者は、自らの責任において本アカウントを利用し、本アカウントにおける一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。

#### (禁止事項)

第5条 本アカウントの利用にあたって、以下の行為は禁止されています。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合、市は、投稿の削除、利用者のアカウントのブロックその他市が適切と判断する措置を講じることがあります。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、または漏洩する行為
- (2) 市または第三者の名誉もしくは信用を傷つけ、または市もしくは第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 市または第三者の著作権その他一切の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の人格権その他法律上保護された権利・利益を侵害する行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為
- (5) 本アカウントの他の利用者その他第三者になりすます行為
- (6) 広告・宣伝・アフィリエイトの目的その他市が本システムを提供する趣旨に鑑みて判断される本来の目的以外の目的で本アカウントを利用する行為
- (7) LINE株式会社が定めるLINE利用規約において禁止行為とされる行為
- (8) 利用者が市から受け取った通知をSNSやインターネット上に投稿するなど、店舗等の風評被害に繋がるおそれのある行為
- (9) その他市が不適切と判断する行為

#### (個人情報等取得した情報の利用目的・取扱い)

第6条 浜松市個人情報保護条例(平成4年浜松市条例第53号)および別途定める浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」を活用した情報配信システム「はま

「LINEコロナ身守りシステム」個人情報保護方針があわせて適用されます。

(本規約の変更)

第7条 市は、利用者への予告なしに本規約の変更を行う場合があります。変更後の本規約は、本アカウントを通じて利用者に周知します。

(準拠法および裁判管轄)

第8条 本規約は日本法に準拠します。また、利用者と市の間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

付 則

この規約は、令和2年6月16日から施行します。